

化学肥料を減らすための

機械の購入経費を補助します!





補助内容

肥料価格高騰対策として、化学肥料使用量を低減するため、 以下のような目的で使用する機械等の購入経費の**1/2**を**補助**します。 (申請1件あたりの補助金上限**500**万円)

効率的な肥料散布



堆肥の利用



堆肥の製造



対象者

農業法人、農業協同組合、5戸以上の農業者団体等

必要書類

事業実施計画書、資金調達計画、参考見積書等

問合せ先

- 申込方法や手続きについては お住まい市町村を管轄する農林振興センターへ
- 事業や制度については農産物安全課へ 連絡先は裏面をご確認ください。



奇玉県マスコット

各農林振興センターお問合せ一覧

農林振興センター	電話番号	メールアドレス
さいたま農林振興センター	048-822-2492	p222492@ pref.saitama.lg.jp
川越農林振興センター	049-242-1808	r421810@ pref.saitama.lg.jp
東松山農林振興センター	0493-23-8532	s238532@ pref.saitama.lg.jp
秩父農林振興センター	0494-24-7211	t247211@ pref.saitama.lg.jp
本庄農林振興センター	0495-22-6156	u226156@ pref.saitama.lg.jp
大里農林振興センター	048-523-2812	k232812@ pref.saitama.lg.jp
加須農林振興センター	0480-61-3404	g624771@ pref.saitama.lg.jp
春日部農林振興センター	048-737-2134	n372134@ pref.saitama.lg.jp
農産物安全課	048-830-4053	a4070-04@ pref.saitama.lg.jp

事業に関するQ&A

Q1. 補助対象となる機械に要件はありますか?

- →A. 化学肥料使用量の2割低減に効果のある機械等が 補助対象となる要件です。
 - ※ 2月末までに納品が可能な機械とします。
 - ※ 単純な機械更新は対象外となります。

Q2. 対象者を詳しく教えてください。

- →A. 化学肥料使用量の2割低減を目指す農業者団体等が対象となります。 具体的には
 - ①農業法人
 - ②農業協同組合
 - ③5戸以上の販売実績のある農家で組織された団体等※
 - ※ 代表者が定められていること。また、定款、組織規程及び経理規定等の組織運営に 関する規定が定められていること。
 - ※ 個人は対象となりません。

事業の詳細については 農産物安全課ホームページへ





「さいたまっち」